

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

第十六条 削除

(指定製造場の指定の取消しの通知等)

第十六条 税務署長は、法第八十条第八項の規定により同条第一項第一号の指定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した書類を当該指定が取り消される者に交付しなければならない。

2 令第七十二条第八項の規定により法第八十条第一項第一号の指定を受けた者とみなされることとなつた者は、遅滞なくその旨を文書をもつて当該税務署長に届け出なければならない。

(相続等があつた場合における前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算法)

第十六条の二 相続その他の理由により法第八十条第一項第一号の指定を受けた製造場における酒類の製造に係る営業の全部又は一部の承継があり、当該承継につき令第七十二条第八項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により同号の指定を受けた者とみなされた者に係る同条第一項第十号に規定する前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算については、当該承継前に当該承継に係る当該製造場から移出された同号に規定する単式蒸留焼酎は、その者が移出したものとみなす。

(差額課税に係る納税申告書の記載事項)

第二十五条 法第八十一条第一項の規定により課税物品の製造者とみなされた者が提出すべき揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十条第一項又は地方揮発油税法(昭和三十年法律第四百号)第七条第一項の規定による申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 省 略

2 同 上

3 法第八十一条第一項の規定により課税物品の製造者とみなされた者(同条第四項の承認を受けた者に限る。)が提出すべき酒税法第三十条の二第

一項の規定による申告書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第八十一条第四項の承認を受けた年月日及び承認番号
- 二 みなし納税地（令第八十七条第五項第四号に規定するみなし納税地をいう。第二十六条の二において同じ。）

（差額課税の対象となる酒類を継続的に船舶又は航空機に積み込む者の範囲等）

第二十六条 令第八十七条第四項に規定する財務省令で定める回数、二回とする。

2 令第八十七条第四項に規定する財務省令で定める者は、法第八十一条第四項の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に酒税法第九条第一項に規定する販売業免許を受けた者であつて、当該販売業免許を受けた日から当該前月の末日までの間の令第八十七条第四項に規定する申告書の提出回数を当該販売業免許を受けた日の属する月から当該承認の申請の日の属する月の前月までの月数で除し、これに六を乗じて得た数が十二以上となる者とする。

（みなし納税地を変更する場合の申請書の記載事項）

第二十六条の二 令第八十七条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。）
- 二 販売場の所在地及び名称
- 三 法第八十一条第四項の承認を受けた年月日及び承認番号
- 四 みなし納税地
- 五 みなし納税地を変更しようとする沖縄県の区域内の他の場所の所在地
- 六 前号の場所の所在地をみなし納税地とすることを便宜とする事情
- 七 その他参考となるべき事項

この省令は、令和十四年五月十五日から施行する。